八重山第３号　第１版（令和７年６月６日発行）

沖縄県八重山事務所
自動車公売広報誌

１　公売参加の申込み日時
令和７年６月１８日（水）午前１０時から午後０時まで

２　入札期間
令和７年６月１８日（水）午後０時から午後０時３０分まで

３　公売の場所
沖縄県石垣市真栄里４３８－１
沖縄県八重山合同庁舎１階　第１会議室

４　物件の展示
令和７年６月１８日（水）午前１０時から午後０時まで
沖縄県八重山合同庁舎　南側駐車場

上記記載の発行日現在の内容であり、今後、追加や中止等があった場合は、随時更新・発行する予定です。最新情報をホームページで随時発信しております。
（沖縄県）
https://www.pref.okinawa.lg.jp/kurashikankyo/zeikin/1003654/1032716.html

お問合せは、以下の機関までお願いします。
沖縄県八重山事務所県税課　℡0980-82-3045

目　　次

公売の日時・場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

公　売　手　順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

入札参加の心得・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

公売の留意事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

公売のしおり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5～6

財産の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

様式の掲示・作成例

委任状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8～9

公売財産一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10～13

公売の日時および場所等

公売の方法	期日入札
公売の場所	沖縄県石垣市真栄里４３８－１ 沖縄県八重山合同庁舎１階　第１会議室
参加受付の日時	令和７年６月１８日（水）午前１０時００分から 令和７年６月１８日（水）午後　０時００分まで ※参加受付を終えられた方を対象に午前１１時４５分から注意事項の説明を行います。
公売開始の日時	令和７年６月１８日（水）　午後　０時００分
売却決定の日時	令和７年６月２５日（水）　午前１０時００分
売却決定の場所	沖縄県八重山事務所
買受代金の納付期限	令和７年６月２５日（水）　午後　３時００分
公売財産の下見会	令和７年６月１８日午前１０時から午後０時まで、公売財産の下見会を沖縄県八重山合同庁舎南側駐車場において実施します。

沖縄県八重山合同庁舎　案内図

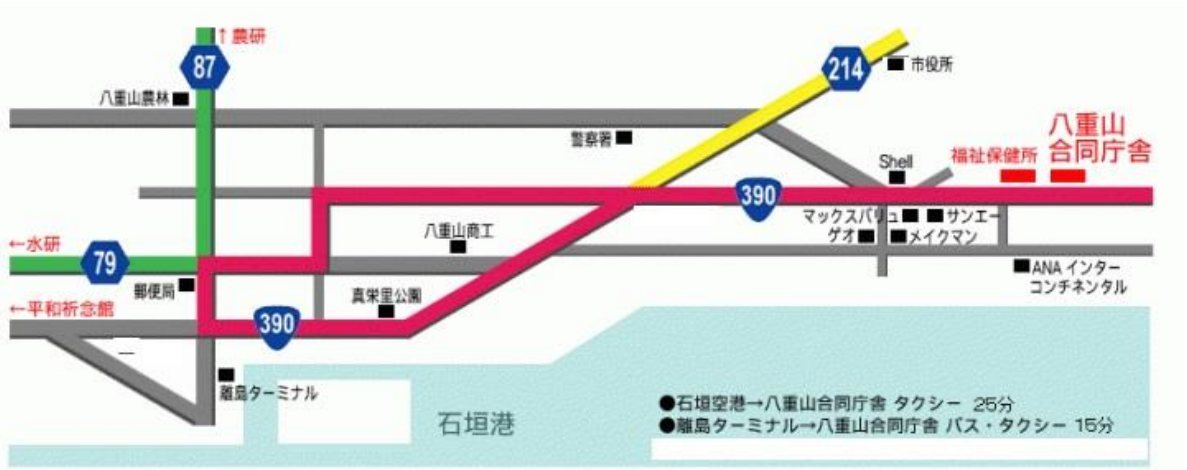

公売手続きの流れ

６月１８日
午前 10 時～午後０時

（午前 11 時 45 分から
注意事項の説明）

公売参加の受付

↓

６月１８日
午後０時～午後０時 30 分

入　札

・最高価申込者の決定

↓

６月２５日
午前 10 時

売却決定

↓

６月２５日
午後３時

買受代金納付期限

・権利移転手続き、必要書類等の提出

↓

６月２５日
午後４時

車両搬出期限

↓

権　利　移　転

入札参加の心得

1　公売の条件や公売財産の概要については、沖縄県八重山合同庁舎の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。

2　入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認した上で入札してください。

3　入札当日には、次のものを持参してください。

（1）身分に関する証明（運転免許証など公的機関発行のもの）
　本人確認のため、来場される方（代理人が入札手続きを行う場合には代理人本人）の身分に関する証明書を持参してください。
　また、法人代表者の場合には、商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面も併せて持参してください。

（2）印章（スタンプ式のものは不可）
　個人が入札する場合は本人の印章を、法人の場合は代表者の印章を、代理人が入札手続きを行う場合は代理人の印章を持参してください。

（3）委任状（代理人が入札する場合に限る）
　本誌８ページに掲示する様式で作成し、当日持参・提出してください。
　また、委任者が個人のときは委任者の住民票を、法人のときは商業登記簿謄本等の代表権限を有することを証する書面を持参・提出してください。

4　本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。

5　その他、入札の手続き等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売の留意事項
（各共通財産の留意事項）

１．　公売の条件や公売財産の概要については、沖縄県八重山合同庁舎の掲示板に掲示する「公売公告」で確認してください。

２．　いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。あらかじめ公売財産を確認した上で入札に参加してください。

３．　買受代金の納付は現金（銀行振出小切手又は銀行の支払保証のある小切手を含む。）に限ります。

４．　買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高価額であるものを最高価申込者とし、売却決定期日に売却決定します。

５．　沖縄県は、公売財産の瑕疵担保責任を負いません。

６．　本誌に掲載されている公売財産は、公売を中止する場合がありますので、入札前に中止の有無をお問い合わせください。

７．　その他、入札の手続等の詳細については、「公売のしおり」をご覧ください。

公売のしおり

1　公売参加資格・買受人の制限

公売は、原則どなたでも参加することができます。

ただし、次に該当する者へ公売財産を譲渡することはできません。

（１）　買受人の制限（国税徴収法第 92 条）、公売参加者の制限（国税徴収法第 108 条第１項）等、法令の規定により買受人となることができない者。

国税徴収法第 92 条関係として、例えば滞納者や税務職員等は、公売に参加することができません。

同法第 108 条第１項関係として、公売への参加等を妨害した者、不正連合した者、偽りの名義で入札した者、買受代金を故意に納付しなかった者、故意に公売財産を損傷した者等は、公売参加を制限される場合があります。

（２）　沖縄県暴力団排除条例及び各自治体が条例に規定する次に該当するもの。

なお、最高価申込者は、「暴力団ではないことの誓約書」を提出してもらいます。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号第２条第２号

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定る暴力団員。

ウ　暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有するもの。

2　公売

（１）　いかなる理由があっても、引き渡した財産の返品・交換はできません。
あらかじめ公売財産を確認した上で、入札に参加してください。

（２）　公売は、令和７年６月１８日（水）午後０時から実施します。

（３）　入札への参加申込みの受付期間は、令和７年６月１８日（水）午前１０時から午後０時までとなります。

3　最高価申込者の決定

買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高価額であるものを最高価申込者とし、売却決定期日に売却決定します。

4　最高価申込者への通知

最高価申込者の決定後、最高価申込者へ「最高価申込者決定通知書」を交付（郵送）します。

5　売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。

6　買受代金の納付

買受人は、売却決定後、公売公告に記載した納付期限までに納付してください。

7　買受代金納付の効果（権利移転・危険負担の移転の時期）

公売財産の権利移転の時期及び権利移転に伴う危険負担の時期は、売却決定後、買受人が買受代金の全額を納付したときです。

ただし、公売財産の買受人として一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格等を有しないときは、それぞれの要件を満たさなければ権利移転の効果は生じません。

なお、買受代金納付後に生じた財産の毀損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

8　権利移転等の手続

権利移転等の手続については、買受人の請求に基づいて、実施主体の長が行います。必要書類等については、買受代金納付後に説明（通知）します。

なお、権利移転等に伴う費用（移転登記の登録免許税、必要書類の郵送料等）は、買受人の負担となります。

9　売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

（１）買受代金の納付前に、滞納税の完納の事実が証明されたとき

（２）買受代金をその納付期限までに納付しないとき

（３）国税徴収法第 108 条第２項の規定が適用されたとき

10　買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納処分の続行停止があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その停止されている間、入札または買受を取り消すことができます。

【財産の留意事項】

公売は、現況有姿により行います。次の留意事項を十分ご理解のうえ、公売へご参加ください。

１　公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、執行機関は担保責任を負いません。
　あらかじめその現況（車両の状況等）をご自身で確認の上、入札してください。

２　法令等の規定により公売の手続きが停止（換価制限）となる場合があります。

３　落札後の権利移転に伴う費用（権利移転登録に係る登録手数料、登記嘱託書等の郵送料等）は、買受人の負担となります。

委　　任　　状

令和　　年　　月　　日

沖縄県八重山事務所長　殿

（委任者）

住所

氏名

電話

私は下記の者を代理人と定め、公売に係る次の権限を委任します。

記

（受任者）

住所

氏名

電話

委任事項

売却区分番号	Ｒ７－３－１

１　上記公売財産の入札手続に関する権限
２　上記公売財産の公売保証金の納付の権限及び返還に係る受領の権限
３　上記公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
４　上記公売財産の買受代金の納付に関する権限
５　上記１から４に附帯する一切の権限

※ 共同で入札を行う場合は、共同入札者全員からの提出が必要です。

委　　任　　状

令和　○　年　○　月　○　日

沖縄県八重山事務所長　殿

委任者が個人の場合は、その氏名と住民票上の住所を記載してください。
法人が入札する場合で、代表権限を有しない社員が入札書を提出する場合は、その者に対する委任状を作成し、提出する必要があります。
商業登記簿上の名称と所在地、法人代表者の役職・氏名を記載してください。

（委任者）

住所

氏名

電話

と定め、公売に係る次の権限を委任します。

記

（受任者）

住所

氏名

電話

本人（委任者）に代わり、実際に来場する（入札する）代理人の住所・氏名を記載してください。

委任事項

売却区分番号	

1　上記公売財産の入札手続に関する権限
2　上記公売財産の公売保証金の納付の権限及び返還に係る受領の権限
3　上記公売財産の納付した公売保証金の充当に関する権限
4　上記公売財産の買受代金の納付に関する権限
5　上記１から４に附帯する一切の権限

※ 共同で入札を行う場合は、共同入札者全員からの提出が必要です。

公 売 財 産 一 覧 表

実施主体	売却区分番号 （公売公告番号）	見積価額 （　公売保証金　）	財産種別	財産所在地	買受適格証明	頁
沖縄県	R7－3－1 （総八（税）第　　号）	173,000　円 （　　0 円）	車両	－	不要	
		円 （　　円）				
		円 （　　円）				
		円 （　　円）				

売却区分番号	Ｒ７－３－１	見 積 価 額	173,000 円
		公売保証金	0 円

公売財産の表示

財産の表示

一.　普通自動車

自動車登録番号	沖縄＿＿＿＿＿＿
登録年月日	平成31年4月17日
初度登録年月	平成25年5月
自動車の種別	普通
用途	乗用
自家用・事業用の別	自家用
車体の形状	ステーションワゴン
車名・名称	トヨタ(プリウスアルファ)
型式	DAA-ZVW41W
乗車定員	5人
車両重量	1,460キログラム
車両総重量	1,735キログラム
車台番号	ZVW41－○○○○○○
原動機の型式	2ZR-5JM
長さ	461センチメートル
幅	177センチメートル
高さ	157センチメートル
総排気量	1.79リットル
燃料の種類	ガソリン
前前軸重	890キログラム
後後軸重	570キログラム
自動車検査証有効期限	令和6年8月28日
型式指定番号	16806
種別区分番号	0004
ミッション	オートマチック
ハンドル	右
車体の色	黒
走行距離	130,837キロメートル(令和7年6月6日に確認)
引渡時保管場所	沖縄県合同庁舎敷地（沖縄県石垣市字真栄里438-1）
車両の状況	・車両のバンパーに20㎝程度の傷が複数あり、後方バンパーが外れかけている箇所があります。・車両の内外に小さな傷やさび等が見受けられます。・令和7年5月に補機バッテリーを交換しています。
引渡条件	車両及び装置は代金納付時の現況有姿により引渡します。
その他	・運転用鍵2本 ・預託証明書（リサイクル券） ・取扱説明書

・上記事項は沖縄県職員が目視・操作等により確認できた事項のみであり、正確な内容を保証するものではなく、また、すべての車両状況を確認しておりません。
・いかなる場合でも、返金・返品・交換はできませんので、状態が気になる方は、下見の際にご確認ください。
・車検切れの車両のため、車検費用及びレッカー費用の概算額を減額しています。
・現状の自動車登録番号を継続使用できないため、抹消登録及び新規登録を行う必要があります。

その他事項	１．この公売公告に違反した者又は国税徴収法第９２条及び同法第１０８条第１項に該当する者、沖縄県暴力団排除条例に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 ２.公売財産の入札をしようとする者（「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の申込手続きが必要です。 ３．一度行った入札は、変更又は取消しできません。 ４．最高価額の入札者が２名以上のときは、引き続き最高価申込者限定で期日入札の方法により追加入札を行います。その追加入札の価額が、なお同額の場合は「くじ」で最高価申込者を決定します。 ５．公売財産に係る県税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。 ６．公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。また、引き渡しを行う財産の引き渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。 ７.沖縄県は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。 ８.売却決定は、公売公告に記載した日時に最高価申込者に対して行います。また、売却決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額で行います。（消費税法等で課税対象となるものについても、見積価額・入札価額・売却決定金額に消費税及び地方消費税相当額が含まれています。） ９.公売公告の内容は、沖縄県八重山事務所県税課において閲覧することができます。 10.入札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら保証しません。

対象物件の写真（R7－3－1）